

堺市歴史的風致維持向上協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、堺市歴史的風致維持向上協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）に基づく歴史的風致維持向上計画の変更に関する協議及び認定歴史的風致向上計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、及び連絡調整を行うものとする。

- (1) 歴史的風致維持向上計画の変更に関する事項
- (2) 認定歴史的風致向上計画の実施に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 前項に規定された学識経験を有する委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名

(役員を選任)

第6条 役員は、委員の互選により選任する。

(役員任期)

第7条 役員任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計事務を監査する。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、総委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の特例)

第10条 会長は、協議会を招集する暇のない場合及び議案が軽易である場合は、協議会に付議すべき事案を記載した書面を委員に回付し、その賛否を問うことにより、協議会の会議に代えることができる。この場合においては、前条第3項の規定を準用する。

(関係者の出席)

第11条 会長は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

- 2 会長は、計画に変更が生じたときは必要に応じて、公募による市民の意見を聴くことが出来る。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、堺市文化観光局文化部文化財課及び堺市建築都市局都市計画部都市景観室に置き、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める課又は室において事務を処理する。

- (1) 議案の作成に関すること 文化財課
- (2) 会議の運営に関すること 文化財課
- (3) 協議会の出納に関すること 文化財課
- (4) 協議会の連絡調整に関すること 都市景観室
- (5) その他協議会の庶務に関すること 都市景観室

- 2 事務局に事務局長を置き、堺市文化観光局文化部文化財課長の職にある者をもって充てる。

- 3 事務局長は、会長の命を受け、協議会の事務を処理する。

- 4 この規約に定めるもののほか、事務局に関して必要な事項は、会長が定める。

(会計)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

- 2 各会計年度における事業計画、予算及び決算は、協議会において決定する。

- 3 協議会の運営に要する経費は、堺市の負担金及びその他の収入をもって充てる。

(解散)

第14条 協議会は第2条に規定する目的が達成されたとき、又は総委員の過半数の議決により解散する。

(残余財産)

第15条 協議会が解散した場合の残余財産は、堺市に帰属させるものとする。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成23年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 協議会の初年度における会計年度については、第13条の規定にかかわらず、この規約の施行の日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

学識経験を有する者

大阪府教育庁文化財保護課長

堺市副市長（文化観光局を担任する者に限る。）

堺市副市長（建築都市局を担任する者に限る。）